情報提供資料

令和5年6月30日(金)

日高市

総務部 危機管理課 交通安全・防犯担当 <u>Ta.042-989-2111</u> 課長 清野 良仁

担当者職·氏名 主幹 石井弘和

自転車用ヘルメット購入費の補助対象年齢 を拡大します

市では、平成28年度から、小学生以下の児童と65歳以上の高齢者に対してヘルメット購入額の一部補助を行い、自転車を利用する際のヘルメット着用を推進しています。

令和5年4月1日の改正道路交通法の施行により自転車用へルメットの着用が努力義務化になったことから、7月1日(土)から通学等で自転車の利用頻度が高い中学生と高校生を補助の対象に拡大します。

改正前	<u> </u>						
高齢者	65歳以上				高齢		
	64歳以下	補助対象タ					
	高校生以下	補助対象外					
	中学生以下	教育委員会による補助 (貸与+補助金)	補助対象外		生徒		
児童	小学生以下				児童		

<u> 改正後(令和5年7月1日以降)</u>						
高齢者	65歳以上					
64歳以7		補助対象外				
	高校生以下					
生徒	中学生以下	教育委員会による補助 (貸与+補助金)				
児童	小学生以下					

- ※斜線部が拡大の対象です。
- ※新たに補助対象となった中学生と高校生が使用するヘルメットは、令和5年4月1日以降に購入したものが対象となります。
- ※補助額は、購入金額の2分の1の額で、2,000 円を上限とします。ただし、100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。